

猫の適正飼養について

2月は猫の適正飼養推進月間です

鹿児島県では、飼い猫の適正飼養の推進と終生飼養の徹底についての啓発を図るため、2月を「猫の適正飼養月間」と定め、積極的に県民へ啓発を行うこととしています。

[猫の適正飼養推進月間（鹿児島県）](#)

猫の飼い主の方へ

室内で飼いましょう

交通事故や猫同士の喧嘩、感染症などから猫の命を守りましょう。また、猫のふん尿によるトラブルなど近隣のかたへの配慮をしましょう。

不妊・去勢をしましょう

1匹のメス猫から1年後に20頭以上の子猫が生まれるとされており、無理な多頭飼いになると猫の健康管理や病気の予防が疎かになり、衛生環境の悪化、猫のストレスに繋がります。

猫を飼う時は、不妊・避妊をおこない適正な管理ができる数で飼いましょう。

所有者明示をしましょう

猫が恋などから脱走し、事故や遭難によりそのまま家に帰らないケースがあります。

飼い主の連絡先を書いた迷子札を首輪に付けたり、動物病院でマイクロチップを施すなど飼い主の明示をおこないましょう。

[猫の飼い方（鹿児島県）](#)

[飼い主の方やこれからペットを飼う方へ（環境省）](#)

飼い主のいない猫について

鹿児島県では、飼い主のいない猫による生活環境の被害等の対策として、「地域猫活動」が有効な手法の1つであることから、「地域猫活動」の推進を行っています。

また、地域猫活動等に要する経費の一部を助成しています。

[地域猫活動等事業の実施団体募集について（鹿児島県）](#)

【問い合わせ先】

西之表保健所 衛生・環境係

連絡先:0997-22-0032

令和4年12月に公益財団法人どうぶつ基金の行政枠に登録しました！

公益財団法人どうぶつ基金が不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用を全額負担する「さくらねご無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体等と連携してTNR事業を行います。「さくらねご無料不妊手術事業」とは、飼い主のいない猫に対し「さくらねごTNR（Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのようにV字カットする）」を実施することで、繁殖を防止し、「地域の猫」「さくらねご」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や、殺処分数の減少に寄与する活動です。

[公益財団法人どうぶつ基金](#)

【問い合わせ先】

市民生活課環境安全係

連絡先:0997-22-1111（内線：304）



チャットで
質問する